証券コード　7092
2021年６月９日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目12番１号
パークウエスト６Ｆ
株式会社Fast Fitness Japan
代表取締役社長　　土屋　敦之

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日 時　2021年６月24日（木曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）
２．場 所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号　住友不動産新宿グランドタワー５階
　　ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター　ルームＧ・Ｈ
３．会議の目的事項
　◆報告事項
　　１．第11期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第11期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

◆決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　役員退職慰労金贈呈の件
第４号議案　役員退職慰労金廃止に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する打ち切り支給の件
第５号議案　役員退職慰労金廃止に伴う監査等委員である取締役に対する打ち切り支給の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
第８号議案　会計監査人選任の件

以上

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://fastfitnessjapan.jp/ir/meeting/）に掲載させて頂きます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://fastfitnessjapan.jp/ir/meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）５名全員（大熊章、森保平、土屋敦之、山口博久、宮本明男の５氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会（当社では現在の監査等委員である社外取締役２名が任意の指名・報酬委員会の委員も兼務しております）から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大熊（おおくま）　章（あきら） （1936年12月26日生）	1955年４月　株式会社大熊製作所入社 1986年７月　同社 代表取締役社長（現任） 2010年５月　当社取締役 2010年７月　株式会社AFJ Project 取締役 2011年９月　当社代表取締役社長 2011年９月　株式会社AFJ Project 代表取締役社長 2014年６月　当社代表取締役会長 2014年６月　株式会社AFJ Project 代表取締役会長 2014年12月　SAYA PTE Ltd. 代表取締役（現任） 2015年11月　株式会社オーク 代表取締役（現任） 2018年６月　当社取締役会長（現任） 2018年６月　株式会社AFJ Project 取締役会長（現任）	1,647,500株
	【取締役候補者とした理由】 これまでの経営経験や投資経験を活かして、創業当初より当社に出資を行い、当社の設立に貢献しております。2011年９月からは当社代表取締役に就任、2018年６月からは当社取締役会長に就任し、当社設立後も取締役として当社の成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材であると判断しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	土屋 敦之（つちや あつゆき） （1967年11月11日生）	1991年４月　野村不動産株式会社入社 2010年５月　当社取締役 2010年７月　株式会社AFJ Project 取締役 2012年６月　当社代表取締役副社長 2012年６月　株式会社AFJ Project 代表取締役副社長 2017年６月　当社代表取締役社長 営業本部長 2017年６月　株式会社AFJ Project 代表取締役社長（現任） 2018年６月　当社代表取締役社長（現任）	450,000株
	【取締役候補者とした理由】 野村不動産株式会社のフィットネスクラブ運営子会社にて執行役員を務めた後、創業メンバーとして当社取締役に就任し、短期間で店舗数を拡大して業績を向上させました。2017年６月からは当社代表取締役に就任し、強いリーダーシップを発揮して当社の急成長に貢献した実績から、当社が持続的企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材であると判断しております。		
3	山口 博久（やまぐち ひろひさ） （1956年８月10日生）	1980年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年５月　株式会社スギ薬局取締役管理本部長 2011年４月　アサヒホールディングス株式会社執行役員 2012年７月　株式会社インターセントラル代表取締役社長 2015年６月　当社取締役管理本部長 2015年６月　株式会社AFJ Project 取締役 2017年６月　当社取締役副社長 管理本部長 2017年６月　株式会社 AFJ Project取締役副社長（現任） 2021年４月　当社取締役副社長（現任）	100,000株
	【取締役候補者とした理由】 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）での勤務経験、数多くの上場・非上場企業における役員経験を経て、2015年６月に当社取締役管理本部長に就任しております。2017年６月からは当社取締役副社長に就任し、これまでの経験を活かして、事業拡大のための資金調達に貢献するとともに、上場企業に相応しい経営管理体制を構築した実績から、当社が持続的な企業価値の向上をめざすにあたりコーポレートガバナンスの強化に適切な人材であると判断しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	宮本 明男（みやもと あきお） （1957年1月13日生）	1979年 4 月　プライスウォーターハウス会計事務所（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 1995年11月　PwC税理士法人 税務パートナー 移転価格部部門長 2017年 7 月　宮本明男公認会計士事務所事務所 代表（現任） 2019年 2 月　株式会社 global bridge Holdings 社外監査役 2019年 6 月　当社取締役（現任） 2019年 6 月　株式会社AFJ Project 取締役（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 公認会計士ならびに税理士としての長年の業務経験における専門的な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。今後も、当社の経営に対し適切な監督や有益な助言を行うことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、PwC税理士法人との顧問契約に基づく取引を通じて、宮本明男氏は直接当社に関与したことはなく、退任からも相応の時間が経過しています。相互の依存関係にはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	松村（まつむら）　はるみ （1954年３月25日生）	1976年４月　株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 2004年６月　株式会社アンリ・シャルパンティエ（現株式会社シュゼット）代表取締役 2008年７月　株式会社ロック・フィールド取締役 2011年７月　株式会社住生活グループ（現株式会社LIXIL）上席執行役員 広報・宣伝・環境戦略担当 株式会社LIXIL上席執行役員 広報・宣伝担当兼CSR・環境戦略担当 2013年６月　株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL）執行役専務 広報・CSR・環境戦略担当兼コーポレートコミュニケーション部長 株式会社LIXIL取締役専務執行役員 広報・CSR・環境戦略担当 2016年11月　株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL）執行役専務 人事・総務担当兼住宅・サービス事業担当 株式会社LIXIL取締役専務役員CHRO兼CRE本部管掌 2019年７月　株式会社ロック・フィールド取締役（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行の監督機能強化への貢献およびダイバーシティの観点からの助言・提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、当社と株式会社ロック・フィールドとの間には取引関係はないため、相互の依存関係にはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．宮本明男氏と松村はるみ氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、取締役候補者宮本明男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。取締役候補者松村はるみ氏については、本議案が承認可決された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
４．宮本明男氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって２年です。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、監査等委員である取締役1名を増員したく、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に際しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	井村 牧（いむら まき） （1960年２月20日生）	1985年７月　グレイ大広株式会社（現株式会社グレイワールドワイド）入社 1989年７月　電通バーソン・マーステラ株式会社（現株式会社バーソン・コーン＆ウルフ・ジャパン）入社 1998年７月　株式会社電通パブリックリレーションズグローバルアカウント部 部長 2005年５月　ビザ・ワールドワイド株式会社（現ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社）コーポレート・コミュニケーション本部バイスプレジデント兼本部長 2009年10月　日本ロレアル株式会社 副社長兼コーポレート・コミュニケーション本部長 2019年６月　株式会社タナベ経営 取締役（監査等委員）（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 コーポレート・コミュニケーションにおける豊富な知識と経営者ならびに監査等委員としての豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、当社と株式会社タナベ経営との間には取引関係はないため、相互の依存関係にはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．井村牧氏は、社外取締役候補者であります。

第３号議案　役員退職慰労金贈呈の件

監査等委員である社外取締役の稲垣稔氏は、2021年４月15日をもって退任し、取締役の森保平氏は、当社役員規程に定める役員の定年により、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、稲垣稔氏の監査役ならびに取締役としての在任中の長年にわたる当社への功績、および森保平氏の在任中の功績に報いるため、当社退職慰労金規程に従い、稲垣稔氏には金9,624,995円、森保平氏には金22,968,750円の退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期、方法等の決定は、監査役と監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員会に、取締役在任期間分は取締役会に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

氏 名	略 歴	
稲垣（いながき）　稔（みのる）	2010年５月	当社監査役
	2016年６月	当社取締役
	2017年８月	当社監査役
	2018年６月	当社取締役（監査等委員）
	2021年４月	当社取締役（監査等委員）（退任）
森（もり）　保平（やすひら）	2017年６月	当社取締役
	2019年７月	当社代表取締役副会長（現任）

第４号議案　役員退職慰労金廃止に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、2021年５月26日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第１号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役（監査等委員である取締役を除く）４名（うち、社外取締役１名）に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）について総額210,000千円以内（うち、社外取締役については総額2,000千円以内）において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役の退任後といたしたく、具体的金額、支給の時期、方法等の決定は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
大熊（おおくま）　章（あきら）	2010年５月	当社取締役
	2011年９月	当社代表取締役社長
	2014年６月	当社代表取締役会長
	2018年６月	当社取締役会長（現任）
土屋（つちや）　敦之（あつゆき）	2010年５月	当社取締役
	2012年６月	当社代表取締役副社長
	2017年６月	当社代表取締役社長　営業本部長
	2018年６月	当社代表取締役社長（現任）
山口（やまぐち）　博久（ひろひさ）	2015年６月	当社取締役　管理本部長
	2017年６月	当社取締役副社長　管理本部長
	2021年４月	当社取締役副社長（現任）
宮本（みやもと）　明男（あきお）	2019年６月	当社取締役（現任）

第５号議案　役員退職慰労金廃止に伴う監査等委員である取締役に対する打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、2021年５月26日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現在の監査等委員である取締役３名（うち、社外取締役２名）に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、監査等委員である取締役について総額37,000千円以内（うち、社外取締役については総額4,000千円以内）において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各監査等委員である取締役の退任後といたしたく、具体的金額、支給の時期、方法等の決定は、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

打ち切り支給の対象となる監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
髙嶋（たかしま）　淳（じゅん）	2012年２月　当社取締役 2016年６月　当社監査役 2018年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）
中島（なかじま）　彰彦（あきひこ）	2018年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）
田邊（たなべ）　るみ子	2020年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、2019年６月28日開催の第９期定時株主総会において、年額250,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内（うち、社外取締役については年額5,000千円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役以外の取締役は５名（うち社外取締役１名）であり、第１号議案が原案どおり承認可決されると、５名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（うち、社外取締役については年1,500株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます）から当社の取締役の地位を退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

（3）無償取得事由

対象取締役が死亡、傷病等の健康上の理由、任期満了、定年又は自己都合による辞任で割当契約に定める一定の事由に該当しない理由により、当社の取締役の地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

（4）死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます）の途中で死亡、傷病等の健康上の理由、任期満了、定年又は自己都合による辞任で割当契約に定める一定の事由に該当しない理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（6）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第７号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額については、2019年６月28日開催の第９期定時株主総会において、年額70,000千円以内とご承認頂いておりますが、今般、監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます）に対し、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は３名（うち、社外取締役２名）であり、第２号議案が原案どおり承認可決されると、４名（うち、社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

第８号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の協議決定に基づいております。

また、監査等委員会の協議の結果、ＰｗＣあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、監査法人に求められる独立性・専門性、監査活動の適切性、妥当性を確保する体制を整えているものと判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	ＰｗＣあらた有限責任監査法人
事務所	主たる事務所　　東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング 従たる事務所　　名古屋、大阪、福岡
沿革	2006年６月　　設立
概要	資本金　　1,000百万円（2020年７月１日現在） 構成人員 パートナー　　157名 公認会計士　　906名 会計士補・全科目合格者　　658名 USCPA・その他専門職員　　1,196名 事務職員　　240名 合計　　3,157名（2020年６月30日現在）

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による社会・経済活動への影響が長期化し、極めて厳しい状況が続きました。2020年５月下旬の緊急事態宣言解除後、経済活動の再開に伴い個人消費や生産に持ち直しの動きがみられるなど、一部に改善の兆しはありましたが、2021年１月上旬に２度目の緊急事態宣言が発出され、３月に宣言が解除された後も感染者数が増加傾向に転じるなど、依然終息時期の見通しが立たず、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを含むフィットネスジム業界におきましては、2020年４月及び５月において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各都道府県から休業要請が出されるといった直接的な影響に加え、緊急事態宣言解除後も感染症への不安による入会者の減少、会員の退会・休会、利用自粛等の間接的な影響もあり、総じて厳しい経営環境が続いております。一方で、長引く自粛生活やテレワークの広がり等による、いわゆる「コロナ太り」に代表されるような新たな健康に関する課題が生じたこともあり、健康維持の為の運動の重要性が再認識される機会も増えております。

当社グループでは、企業理念である「ヘルシアプレイスをすべての人々へ！」を、「Withコロナの時代」に実現し続けるため、「NEXT STANDARD FITNESS　これからのあたりまえを、一緒に！」のスローガンを掲げ、「安全」「安心」「清潔」「快適」な店舗クオリティの維持・改善・向上に努めております。2020年４月及び５月に休業要請が出された際は、該当する店舗を臨時休業する等の対応を行いましたが、緊急事態宣言解除後は、政府等公的機関の見解、専門家の知見等を踏まえた「店舗運営ガイドライン」を制定し、会員の皆様へのマスクの着用、手指消毒の実施、使用したマシンの消毒の徹底等、様々な感染防止対策を行った上で、2020年６月から全店舗で通常営業を再開しました。その後も店舗においてクラスターとみなされるような集団感染を１件も発生させることなく、２度目の緊急事態宣言期間中も含め通常営業を継続しております。

このような経営環境の中、当社グループは、2020年４月に高知県（高知本町店）に出店したことにより、全47都道府県への出店を達成しました。その後も、2020年６月には１ヶ月としては過去最高の33店舗を出店する等、ＦＣ店の出店を中心に着実に出店を継続したことにより、2021年３月末時点の店舗数及び会員数は以下のとおりとなりました。

１．エニタイムフィットネス店舗数

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)				当連結会計年度末 (2021年３月31日)
		出店数	※１承継数	退店数	
店舗数	736	177		7	※２ 907
内、直営店舗数	132	20	1	3	※２ 151
ＦＣ店舗数	604	157	△１	4	756

※１．ＦＣ店１店舗の直営店への承継を反映しております。
※２．2021年３月31日付で退店した店舗１店舗を含んでおります。

２．エニタイムフィットネス会員数

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度 第２四半期末 (2020年９月30日)	当連結会計年度末 (2021年３月31日)	増減率
会員数合計	58.2万人	55.0万人	56.5万人	△2.8%
内、直営店会員数	9.4万人	9.3万人	8.9万人	△5.6%
ＦＣ店会員数	48.7万人	45.6万人	47.6万人	△2.3%

以上の結果、当事業年度の連結売上高は11,163百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益は2,293百万円（同19.0%減）となりました。経常利益は2,255百万円（同20.3%減）となりましたが、第１四半期に各都道府県の要請による休業期間中に直営店で生じた固定費311百万円を新型コロナウイルス感染症による損失として計上したこと、第３四半期に2021年１月及び３月に退店予定の直営店計３店舗に関する減損損失151百万円を計上したこと、及び第４四半期に新型コロナウイルスの影響等により業績改善までの期間の長期化が見込まれる６店舗及び移転予定の２店舗に関する減損損失282百万円を計上したこと等により、特別損失774百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は920百万円（同43.4%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は2,001百万円となりました。これは主に、新規出店投資に伴う建物及び構築物や工具、器具及び備品の取得などによるものであります。なお、設備投資の中には新規出店に伴い賃貸人に差し入れた敷金及び保証金108百万円が含まれます。

（3）資金調達の状況

2020年12月16日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額3,870百万円の資金調達を行いました。また、設備投資に必要な資金を確保するため、金融機関からの長期借入金2,906百万円の資金調達を行いました。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

第三者のＦＣオーナーが運営する１店舗について、サブ・フランチャイズ契約の終了に伴い、顧客保護及び効率的な運営を図るため、直営店を運営する株式会社AFJ Project（当社の連結子会社）が事業を譲り受けました。

（6）吸収合併又は吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（8）対処すべき課題

当社が掲げる「いつでも、どこでも、安心安全にトレーニングできる場とスタイルを提供し続ける」というミッションのもと、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 店舗クオリティの維持・改善・向上

当社は、「24時間年中無休」を支える安心安全の仕組みを継続するため、店舗クオリティに係る「ハード」（内外装及びトレーニングマシン）と「ソフト」（現場力）の維持・改善・向上を課題と認識しております。

この課題に対応するため、ハードについては、顧客ニーズ及び店舗の状態に応じたトレーニングマシンの更新や店舗内外装の改装等、施設面の充実を図っております。また、ソフトについては、直営店を含む店舗スタッフを対象としたオンライン研修のコンテンツを充実させるとともに、外部講師を招いての接遇研修をオンラインで実施する等、店舗スタッフの質の向上に注力しております。

さらに、直営店を含む全店舗を対象とした店舗巡回において、従来はハード面を中心にチェックを行っておりましたが、今後はソフト面に関するチェック項目を増やす等、ハード・ソフト双方のクオリティの水準をチェック出来る体制を構築してまいります。

② 店舗数の更なる拡大

当社は、成長性を示す指標として出店数を重視しており、店舗数の更なる拡大を課題と認識しております。

この課題に対応するため、当社では出店候補物件を駅前立地、住宅立地、ロードサイド立地等、計６区分に分類し、それぞれの立地に則した集客予測モデルを用いながら、継続的に出店の検討を進めており、都心部だけではなく、全国各地における未出店エリアへの出店を目指しております。

また、継続的に店舗数を拡大していくためには、当社の業態に適した店舗物件の確保が重要な課題であります。当社としては、店舗物件情報の入手ルートを拡大するとともに、店舗物件のマーケット分析等をさらに強化しております。これらの対策を行うことにより、未出店エリアへの出店を進め、顧客ニーズに迅速に対応できる体制を整えてまいります。

③　会員数の更なる拡大

当社は、店舗数の維持拡大とともに、会員数を更に拡大すること、解約率を抑制することを課題と認識しております。

この課題に対応するため、認知度向上やブランド力の向上のための各種施策に加え、安心安全の徹底的な追求のほか、他店舗の利用に係る追加手数料が不要であるメリットを活かしたドミナント展開をし、顧客にとっての更なる利便性の向上に取り組んでまいります。

④　収益性の維持・向上

急速に出店してきているため、業務運営及び業績が良好ではない店舗が発生し、その結果として、会員数が十分に確保できないことに加え、カニバリゼーション、店舗間格差及び店舗に係る減損損失の発生等により、当社の収益性が悪化してしまうことを課題と認識しております。

この課題に対応するため、直営店舗数とＦＣ店舗数のバランスに配慮した、効果的な出店戦略を当社が主導するとともに、出店の意思決定を、社内ルールに従って適切に実行することを徹底する方針です。

⑤　新しい事業領域の開拓

当社は、エニタイムフィットネスの日本におけるマスター・フランチャイジーとして、フィットネスクラブの運営を通じた収入を主たる収益源としております。事業運営の基盤を安定させるため、フィットネスクラブ運営事業に軸足を置きつつ、収益源を多角化するための新しい事業領域の開拓を課題と認識しております。

この課題に対応するため、現在、新規事業について検討を進めております。当社の企業理念に賛同する健康志向の高い約56.5万人（2021年３月31日時点）の会員様に対して「健康」をテーマにした事業を構想しており、新たな収益源の獲得を目指します。

⑥　内部統制の強化

企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、法令順守にとどまらない内部統制の強化が重要であります。当社の急速な事業規模の拡大に伴い、従来にも増して各種事業リスクの発生が想定され、これらのリスクを未然に防ぐ必要があります。そのために、社内においては規程類の見直しや内部監査機能の強化を行うとともに、監査法人や顧問弁護士等の社外専門家との連携をより一層密にすることで、リスクの防止に努めてまいります。なお、取締役会にて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」を定め、当該基本方針に基づいた内部統制システムの運営を行っております。

⑦　情報管理体制の強化

当社は、フィットネスクラブ運営事業を行っており、その事業の特性上、多数の会員様の個人情報を有しているため、情報管理が最重要課題であると認識しております。当社は、個人情報管理規程に基づいた個人情報管理体制を構築し運用しております。特に、会員管理システムにおける個人情報の取り扱い等において厳格なルールを定め、当社の従業員の役割に応じて、アクセス出来る個人情報についても制限を設けております。

今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティーシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

⑧　新型コロナウイルスへの対応

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年４月及び５月に各都道府県から休業要請が出された際は、該当する店舗を臨時休業する等の対応を行う等、甚大な影響を受けており、また今後も影響を受ける可能性があります。

営業を継続している店舗及び営業を再開した店舗におきましては、会員様が安心安全にトレーニングが出来るよう、感染予防対策の徹底を推進するとともに、会員の皆様にも感染予防のための利用ルールを徹底いただくようご協力をお願いしております。

今後も、社会・経済活動の停滞や日本政府・各都道府県からの命令・要請等による当社事業への影響を注視し、状況に応じて対応するとともに、必要に応じて業績見通しの修正などにも機動的に対応してまいります。

⑨　社会への貢献

当社グループは、「ヘルシアプレイスをすべての人々へ！」という企業理念を掲げており、ヘルシアプレイスを一人でも多くの方へ届けることを経営方針としております。そのためには、店舗を創るだけでなく、いろいろな形で積極的に社会に関わっていくことが重要であると考えております。そのため、2018年10月に積極的に社会とつながるべく『社会とつながろう！OPENフィットネス宣言』を発表し、国連の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs)」に即した企業活動を行うことを宣言しました。これは、４％台前半と言われている日本のフィットネス参加率（注）を、欧米並みの10％台（注）に近づけ、フィットネスを日常的でスタンダードなカルチャーにするために、エニタイムフィットネスがもっと社会に開かれたフィットネスクラブになることを目指して宣言したものです。

さらに、2021年５月にはESG推進室を新設しており、今後、ESGの取り組みを一層強化し、企業理念の実現のために、引き続き社会への貢献を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注）出典：株式会社クラブビジネスジャパン発行「Fitness Business」HPより。
2019年時点。

（9）財産及び損益の状況

	第９期 （2019年３月期）	第10期 （2020年３月期）	第11期 （当連結会計年度） （2021年３月期）
売上高（千円）	8,024,399	11,333,891	11,163,805
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	928,320	1,627,860	920,598
１株当たり当期純利益（円）	77.20	135.37	70.66
総資産（千円）	10,746,213	15,624,237	21,093,554
純資産（千円）	1,718,633	3,318,735	8,128,772
１株当たり純資産（円）	142.92	275.99	521.66

（注）１．当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第９期及び第10期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
２．当社は、2019年８月29日付で普通株式１株につき500株、2021年４月１日付で普通株式１株につき1.3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社AFJ Project	145,000千円	100%	フィットネスクラブ運営事業

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（11）主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事　　業	主 要 な 内 容
フィットネスクラブ運営事業	当社グループは、24時間営業、マシンジム特化型という特徴を持つフィットネスクラブチェーンである「エニタイムフィットネス」の日本におけるマスター・フランチャイジーとして、フランチャイズシステム全体を運営するとともに、直営店も運営しております。

（12）主要な営業所（2021年３月31日現在）

①当社

本　社	東京都新宿区

②子会社

本　社	東京都新宿区
店　舗	東京都、福岡県、愛知県、大阪府、滋賀県、神奈川県、長崎県、岩手県、三重県、宮城県等、計29都府県

（13）従業員の状況（2021年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
199（444）名	36（42）名増

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）を（　）外数で記載しております。
２．臨時従業員にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平 均 勤 続 年 数
199（2）名	36（1）名増	32.3歳	2.7年

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）を（　）外数で記載しております。
２．臨時従業員にはアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

（14）主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　残　高
埼玉りそな銀行	3,135,709千円
三菱UFJ銀行	1,991,265千円
みずほ銀行	1,753,782千円
日本政策金融公庫	320,000千円
千葉銀行	226,271千円
武蔵野銀行	152,167千円
三井住友銀行	123,329千円
商工組合中央金庫	118,640千円
京葉銀行	79,990千円
みなと銀行	58,500千円
福岡銀行	26,148千円
徳島大正銀行	18,800千円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　20,000,000株

（2）発行済株式の総数　11,986,500株

（3）株主数　1,961名

（4）大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社オーク	4,877,500株	40.69%
大熊　章	1,647,500株	13.74%
ＲＭ　Ｊａｐａｎ,ＬＬＣ	925,000株	7.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	538,600株	4.49%
土屋　敦之	450,000株	3.75%
野村信託銀行株式会社（信託口2052248）	450,000株	3.75%
野村信託銀行株式会社（信託口2052249）	450,000株	3.75%
髙嶋　淳	350,000株	2.91%
日本証券金融株式会社	310,900株	2.59%
加藤　薫	250,000株	2.08%
稲垣　稔	250,000株	2.08%

注. 野村信託銀行株式会社（信託口2052248）の所有株式数450,000株及び野村信託銀行株式会社（信託口2052249）の所有株式数450,000株は、特別利害関係者等（当社の取締役会長の二親等内の血族）である大熊章太氏及び大熊絢子氏がそれぞれ信託契約に基づいて委託者兼受益者として信託したものであり、その議決権は委託者兼受益者の指図により行使されることになります。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	大熊　章	株式会社大熊製作所代表取締役社長 株式会社AFJ Project取締役会長 株式会社オーク代表取締役 SAYA PTE LTD. 代表取締役
代表取締役副会長	森　保平	株式会社MONIFA取締役 株式会社サリバテック取締役 株式会社AFJ Project代表取締役副会長
代表取締役社長	土屋　敦之	株式会社AFJ Project代表取締役社長
取締役副社長	山口　博久	管理本部管掌 株式会社AFJ Project取締役副社長
取締役	宮本　明男	宮本明男公認会計士事務所代表 株式会社AFJ Project社外取締役
取締役（監査等委員）	髙嶋　淳	株式会社AFJ Project監査役
取締役（監査等委員）	稲垣　稔	稲垣公認会計士事務所代表 株式会社AOKIホールディングス社外取締役 株式会社AFJ Project社外監査役

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	中島　彰彦	弁護士法人高橋裕次郎法律事務所 株式会社AFJ Project社外監査役
取締役（監査等委員）	田邊　るみ子	田邊公認会計士事務所 LENDY債権回収株式会社監査役 クレジットエンジン・グループ株式会社監査役 テクノプロ・ホールディングス株式会社監査役 株式会社AFJ Project社外監査役

（注）1．取締役宮本明男氏、及び監査等委員である取締役稲垣稔氏、中島彰彦氏、田邊るみ子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．当社は、取締役宮本明男氏及び監査等委員である取締役稲垣稔氏、中島彰彦氏、田邊るみ子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との十分な連携を図るため、高嶋淳氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4．監査等委員である取締役中島彰彦氏は弁護士のため、会社法及び商法に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査等委員である取締役稲垣稔氏及び田邊るみ子氏並びに取締役宮本明男氏は会計士のため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．2021年４月15日付にて監査等委員である取締役稲垣稔氏につきましては、当社取締役を退任いたしました。
7．2020年６月30日開催の第10期定時株主総会において、新たに田邊るみ子氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

（2）責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に定める責任に関し、法令の定める額を限度とする旨の契約を、取締役（業務執行取締役等である者を除く）と締結することができる旨を定めておりますが、現時点において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で責任限定契約は締結しておりません。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の期間は１年間であり、当該契約の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新予定であります。

（4）取締役の報酬等の額

区分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （1名）	115,427千円 （4,050千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	27,900千円 （13,900千円）
合計 （うち社外取締役）	9名 （4名）	143,327千円 （17,950千円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．2019年６月28日開催の第９期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、年額250,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額70,000千円以内と決定しております。
３．常勤の取締役（監査等委員）の報酬につきましては、子会社である株式会社AFJ Projectから支給されております。
４．当事業年度末日時点の取締役（監査等委員を除く）は５名（うち社外取締役は１名）、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役は３名）であります。

（5）取締役の報酬等の決定に関する方針

① 役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額の算定方法の決定に関しましては、株主総会決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額及び監査等委員である取締役の報酬額の総枠を決定した上で、取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針としております。

② 役員報酬制度の概要

a．取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬から構成されており、それぞれの報酬の内容については以下のとおりです。

＜基本報酬＞

常勤取締役の基本報酬は、役位に応じた金額を役員報酬規程にて定めております。

非常勤取締役の基本報酬は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

＜業績連動報酬＞

常勤取締役の業績連動報酬は、役位に応じた支給基準額に支給率を乗じた金額としており、業績連動報酬規程にて定めております。

非常勤取締役は、業績連動報酬の対象外としております。

b．監査等委員である取締役の報酬等について

当社の監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず、固定の基本報酬としており、役員報酬規程にて定めております。

非常勤取締役の報酬等は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

c．基本報酬と業績連動報酬の割合について

総報酬に占める基本報酬及び業績連動報酬の割合は標準支給ベースで概ね次のとおりとしております。

役員区分	基本報酬：業績連動報酬（賞与）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7.5：2.5
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	10：0
社外取締役（監査等委員を除く）	10：0
社外取締役（監査等委員）	10：0

d. 業績連動報酬の仕組みについて

業績連動報酬に係る指標は、連結売上高及び連結営業利益の事業計画及び実績であります。当該指標を選択した理由は、会社の定常的な営業活動を行った結果として得られる収益並びに利益であることから、現在の当社の成績の指標として最適であると判断したためであります。

業績連動報酬の支給額は、各役位別に定められた支給基準額に支給率を乗じた金額となっております。支給率は業績達成率に応じて、70%～150%の範囲で変動します。

業績達成率の算定における各指標の目標達成率の評価割合は、連結売上高が40%、連結営業利益が60%であります。

（6）社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役宮本明男氏の重要な兼職先である宮本明男公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
- 社外取締役（監査等委員）稲垣稔氏の重要な兼職先である稲垣公認会計士事務所及び株式会社AOKIホールディングスと当社の間には、特別の関係はありません。
- 社外取締役（監査等委員）中島彰彦氏の重要な兼職先である弁護士法人高橋裕次郎法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
- 社外取締役（監査等委員）田邊るみ子氏の兼職先であるLENDY債権回収株式会社及びクレジットエンジン・グループ株式会社及びテクノプロ・ホールディングス株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
- 社外取締役宮本明男氏、社外取締役（監査等委員）稲垣稔氏及び社外取締役（監査等委員）中島彰彦氏、社外取締役（監査等委員）田邊るみ子氏の重要な兼職先である株式会社AFJ Projectは、当社の100%子会社であります。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏名	主な活動状況
社外取締役	宮本　明男	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、これまでに培われた会計士としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	稲垣　稔	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、これまでに培われた会計士としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中島　彰彦	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、これまでに培われた弁護士としての豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	田邊　るみ子	当事業年度の就任後に開催された取締役会14回全てに出席し、これまでに培われた会計士及び民間企業における財務管理の豊富な経験に基づき、議案・審議等につき適切な発言を行っております。 また、当事業年度の就任後に開催された監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、取締役、内部監査室、総合経理部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過去の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積もりの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である株式上場に係るコンフォートレター作成の業務を委託し、その対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に従って取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従って取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存する。人事部及び法務室は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。また、取締役及び監査等委員は文書を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は職務権限規程に従って権限の範囲内で職務を執行し、各職務に内包する各リスクについて管理する。

管理本部は内部牽制機能を担う部門として、各部室のリスクを監視し、リスクが高まったと判断した場合は、速やかに取締役及び監査等委員にその内容を報告し対策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程に従って効率的な職務の執行を図る。

また、取締役会において、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において、グループ全体における業務の健全性・遵法性・透明性を確保するための意思決定を行うことにより、業務の適正確保を図る。

⑦　監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。

補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

⑧　監査等委員のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑨　取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。取締役及び使用人は、法令及び定款に反することが発生した場合の他、当社業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

⑩　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務は負わない。また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。

⑪ **監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に係る事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い、または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑫ **その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、内部監査室と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。監査等委員は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

⑬ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として拒絶し、会社をあげて毅然とした態度で対応する。また、法務室を法務関連リスクの対応部署として定め、平素から顧問弁護士と連携できる体制を整える。万一、反社会的勢力からの理不尽な要求などの事態が発生した場合は、早い段階で所轄警察署等に相談し、適切な指導を受けながら対応する。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、監査法人や税理士等からのレビューを受けつつ、必要な是正措置を講じる。

（2）体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用上見出された問題点については、都度、是正・改善並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、通期の業績を勘案し１株当たり10円とすることを、当社定款の規定に基づき取締役会において上記のとおり決議いたしました。

なお本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	**11,327,784**	**流動負債**	**4,853,086**
現金及び預金	9,333,467	買掛金	172,875
売掛金	1,159,315	１年内返済予定の長期借入金	2,679,559
商品	166,187	未払金	594,088
前払費用	317,023	未払法人税等	579,920
未収還付法人税等	150,296	前受収益	260,050
その他	201,493	賞与引当金	133,463
固定資産	**9,765,770**	役員賞与引当金	27,743
有形固定資産	**6,614,298**	その他	405,384
建物及び構築物	6,446,759	**固定負債**	**8,111,695**
工具、器具及び備品	3,393,655	長期借入金	5,325,042
減価償却累計額	△3,234,367	長期前受収益	1,590,881
土地	990	役員退職慰労引当金	201,765
建設仮勘定	7,260	資産除去債務	934,266
無形固定資産	**233,136**	その他	59,740
のれん	117,114		
ソフトウェア	108,552	**負債合計**	**12,964,781**
その他	7,470	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,918,334**	**株主資本**	**8,128,789**
投資有価証券	1,032	**資本金**	**2,160,100**
長期前払費用	607,910	**資本剰余金**	**2,099,681**
敷金及び保証金	1,184,267	**利益剰余金**	**3,869,007**
繰延税金資産	748,321	**その他の包括利益累計額**	**△16**
長期貸付金	226,130	その他有価証券評価差額金	△16
その他	150,671	**純資産合計**	**8,128,772**
資産合計	**21,093,554**	**負債純資産の部**	**21,093,554**

連結損益計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**11,163,805**
売上原価		**6,630,249**
売上総利益		**4,533,555**
販売費及び一般管理費		**2,239,738**
営業利益		**2,293,816**
営業外収益		
受取利息	792	
受取配当金	37	
受取手数料	27,338	
受取保険金	5,270	
為替差益	3,752	
違約金収入	5,597	
その他	3,043	45,831
営業外費用		
支払利息	46,910	
支払手数料	11,262	
株式交付費	24,815	
その他	1,000	83,988
経常利益		**2,255,659**
特別利益		
助成金収入	38,064	
資産除去債務履行差額	7,568	
受取補償金	63,077	108,710
特別損失		
新型コロナウイルス感染症による損失	311,429	
解約違約金	10,200	
固定資産売却損	1,726	
固定資産除却損	17,436	
減損損失	433,916	774,708
税金等調整前当期純利益		**1,589,661**
法人税、住民税及び事業税	889,271	
法人税等調整額	△220,208	669,062
当期純利益		**920,598**
親会社株主に帰属する当期純利益		**920,598**

連結株主資本等変動計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	201,574	141,155	2,976,159	3,318,888
当期変動額				
新株の発行	1,935,450	1,935,450		3,870,900
新株の発行（新株予約権の行使）	23,076	23,076		46,152
剰余金の配当			△27,750	△27,750
親会社株主に帰属する当期純利益			920,598	920,598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1,958,526	1,958,526	892,848	4,809,900
当期末残高	2,160,100	2,099,681	3,869,007	8,128,789

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△153	△153	3,318,735
当期変動額			
新株の発行			3,870,900
新株の発行（新株予約権の行使）			46,152
剰余金の配当			△27,750
親会社株主に帰属する当期純利益			920,598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	136	136	136
当期変動額合計	136	136	4,810,036
当期末残高	△16	△16	8,128,772

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	**10,016,592**	**流動負債**	**1,871,133**
現金及び預金	8,847,773	買掛金	172,875
売掛金	602,377	１年内返済予定の長期借入金	4,633
商品	143,889	未払金	294,555
貯蔵品	103	未払費用	39,556
前払費用	128,617	未払法人税等	528,120
立替金	87,422	未払消費税等	130,860
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	166,200	前受金	41,885
その他	40,208	前受収益	310,258
固定資産	**1,925,453**	預り金	187,180
有形固定資産	**102,323**	賞与引当金	133,463
建物及び構築物	74,007	役員賞与引当金	27,743
工具、器具及び備品	118,795	**固定負債**	**2,063,907**
減価償却累計額	△91,469	長期前受収益	1,880,582
土地	990	役員退職慰労引当金	180,377
無形固定資産	**39,365**	資産除去債務	2,948
ソフトウエア	31,895	**負債合計**	**3,935,041**
商標権	50	**純資産の部**	
その他	7,420	**株主資本**	**8,007,021**
投資その他の資産	**1,783,764**	**資本金**	**2,160,100**
投資有価証券	1,032	**資本剰余金**	**2,109,651**
関係会社株式	249,970	資本準備金	2,109,651
出資金	10	**利益剰余金**	**3,737,269**
関係会社長期貸付金	568,050	その他利益剰余金	3,737,269
長期前払費用	582,842	繰越利益剰余金	3,737,269
保険積立金	147,651	**評価・換算差額等**	**△16**
敷金及び保証金	34,371	その他有価証券評価差額金	△16
繰延税金資産	199,836	**純資産合計**	**8,007,005**
資産合計	**11,942,046**	**負債及び純資産合計**	**11,942,046**

損益計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**6,131,537**
売上原価		**2,111,278**
売上総利益		**4,020,259**
販売費及び一般管理費		**1,587,993**
営業利益		**2,432,266**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,244	
為替差益	3,752	
違約金収入	7,437	
その他	218	13,653
営業外費用		
支払利息	51	
支払手数料	1,928	
株式交付費	24,815	26,796
経常利益		**2,419,123**
特別利益		
助成金収入	1,135	1,135
特別損失		
固定資産除却損	588	588
税引前当期純利益		**2,419,670**
法人税、住民税及び事業税	866,377	
法人税等調整額	22,829	889,207
当期純利益		**1,530,463**

株主資本等変動計算書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	201,574	151,125	151,125	2,234,556	2,234,556	2,587,256
当期変動額						
新株の発行	1,935,450	1,935,450	1,935,450			3,870,900
新株の発行（新株予約権の行使）	23,076	23,076	23,076			46,152
剰余金の配当				△27,750	△27,750	△27,750
当期純利益				1,530,463	1,530,463	1,530,463
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,958,526	1,958,526	1,958,526	1,502,713	1,502,713	5,419,765
当期末残高	2,160,100	2,109,651	2,109,651	3,737,269	3,737,269	8,007,021

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△153	△153	2,587,103
当期変動額			
新株の発行			3,870,900
新株の発行（新株予約権の行使）			46,152
剰余金の配当			△27,750
当期純利益			1,530,463
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	136	136	136
当期変動額合計	136	136	5,419,901
当期末残高	△16	△16	8,007,005

[連結計算書類に係る会計監査人の監査報告]

独立監査人の監査報告書

2021年５月26日

株式会社Fast Fitness Japan
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　昭　夫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　天　野　祐一郎　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Fast Fitness Japanの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Fast Fitness Japan及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

[計算書類に係る会計監査人の監査報告]

独立監査人の監査報告書

2021年５月26日

株式会社Fast Fitness Japan
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　昭　夫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　天　野　祐一郎　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Fast Fitness Japanの2020年４月１日から2021年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

[監査等委員会の監査報告書]

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、同様の方法で監査を実施いたしました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社Fast Fitness Japan監査等委員会

監査等委員　髙嶋　淳　㊞

監査等委員　中島　彰彦　㊞

監査等委員　田邊　るみ子　㊞

（注）監査等委員中島彰彦及び田邊るみ子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号

住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

TEL 03-3346-1396

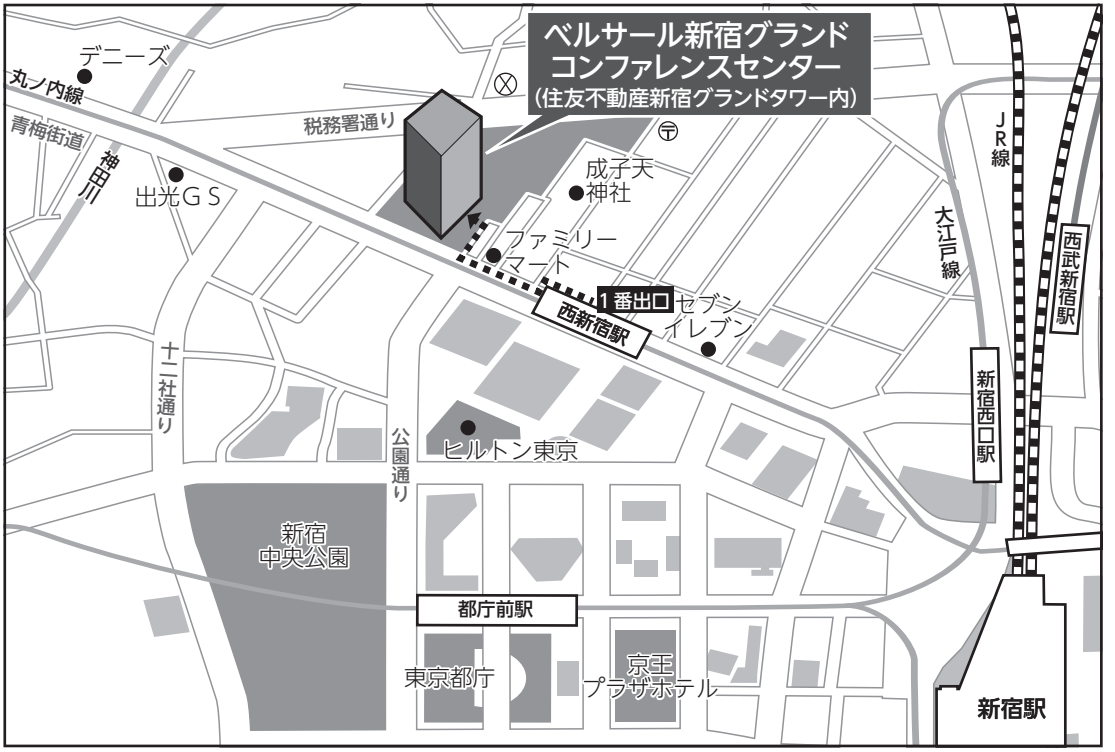

交通のご案内

Ⓜ 丸ノ内線	西新宿駅	１番出口	徒歩３分
Ⓔ 大江戸線	都庁前駅	Ａ５出口	徒歩８分
JR線他	新宿駅	西口	徒歩20分

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。